

軽井沢町宿泊施設ユニバーサルツーリズム推進事業補助金
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内におけるユニバーサルツーリズムを推進するため、予算の範囲内において、町内の宿泊施設を運営する者が行うユニバーサルツーリズムの推進に資する宿泊施設の環境整備（以下「宿泊環境整備」という。）に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルツーリズム 年齢、障害の有無等にかかわらず誰もが安心して快適に楽しめる旅行をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設（旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号）により緩和された客室の延床面積の基準が適用される簡易宿所営業の施設を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に所在する宿泊施設の経営者であって、町税を滞納していないものとする。

(補助対象宿泊環境整備)

第4条 補助金の交付の対象となる宿泊環境整備は、前条に規定する宿泊施設に係る宿泊環境整備であって、次に掲げるものとする。

- (1) 段差の解消、手すりの設置、出入口の拡幅その他のバリアフリー化に資する宿泊施設の改修
- (2) シャワーチェア、昇降補助具、貸出用車椅子その他のユニバーサルツーリズムの推進に資する備品の購入
- (3) 多言語表示、ピクトグラム、ウェブサイトのアクセシビリティの向上その他の視覚障害者及び聴覚障害者に対する情報提供の手段の整備

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する宿泊環境整備に直接必要となる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 人件費（委託費に含まれるものを除く。）
- (3) 維持管理に係る経費
- (4) その他町長が適当でないと認める経費

（補助率及び補助限度額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費の額から当該経費に対して交付され、又は交付されることが予定されている他の補助金その他これに類するものの額を差し引いて得た額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、一の宿泊施設につき100万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊施設ユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 当該事業の収支予算書
- (3) 2以上の者から徴取した見積書（町長が特に認めるときは、1者から徴取した見積書）
- (4) 施設の現況を確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行うことができる回数は、毎年4月から翌年3月までの期間において一の宿泊施設につき1回とする。

（交付決定）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をするかどうかを決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び中止）

第9条 前条の規定による補助金を交付する決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該宿泊環境整備の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、宿泊施設ユニバーサルツーリズム推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものであると町長が認めるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、当該宿泊環境整備を中止しようとするときは、宿泊施設ユニバーサルツーリズム推進事業補助金中止承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者（前条第2項に規定する承認を受けた者を除く。）は、当該宿泊環境整備が完了した日から30日を経過した日又は第8条の規定による決定のあった日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宿泊施設ユニバーサルツーリズム推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書及びその内訳を明記した書類の写し
- (2) 当該宿泊環境整備が完了したことを確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による決定を取り消し、又は期限を付して補助金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 11 日から施行する。